＼大好評！／
総合賠償責任補償プラン

選んで納得！安心の 補償

●工事業の方：事業活動総合保険普通保険約款、どけん共済会特約（基本プラン用、ワイドプラン用、スペシャルプラン用）
●清掃業の方：賠償責任保険普通保険約款+施設所有者管理者特約、請負業者特約、生産物特約、管理材物損壊担保追加条項（請負業者特約条項・どけん共済会用）
●ビルメンテナンス業の方：賠償責任保険普通保険約款+請負業者特約、受託者特約、生産物特約、ビルメンテナンス業者追加条項（生産物特約条項付帯用）

スペシャルプラン（ワイドプラン+工事物補償）

工事対象物まで補償できるスペシャルプランをおすすめします。

ワイドプランの補償内容をさらに拡大したプラン

工事・作業の目的物（材料・支給材などを含みます。）の補償を加えたプランです。

ワイドプラン（基本プラン+管理財物補償+事故の原因となった工事の再工事費用）

※清掃業・ビルメンテナンス業の場合は
ワイドプランのみとなります。

基本プランの補償内容を拡大したプラン

組合員の方から要望のあった、管理財物（材料・支給材などは除きます。）、事故の原因となった工事の再工事費用の補償を　加えたプランです。

基本プラン

最小限の補償をセットしたプラン

工事中・作業中、工事完了後および施設の管理などにかかわる下記の賠償責任を補償

請負賠償責任補償（工事中・作業中の事故のとき）

工事中・業務中の偶然な事故が原因で、他人にケガをさせたり他人の物をこわしたりして、法律上の損害賠償責任を負担された場合に保険金をお支払いします。

足場からあやまって工具を落とし、隣の敷地に止めてあった他人の車をキズつけた。

仮設足場解体工事中、解体破片が飛んで通行人がケガをした。

生産物賠償責任補償（引渡し後の事故のとき）

引渡し後に、工事や作業に不備があったことが原因で他人にケガをさせたり他人の物をこわしたりして、法律上の損害賠償責任を負担された場合に保険金をお支払いします。（事故発生が保険期間内であることが条件となります。）

約1年前のマンションベランダ防水工事後、コーキング不備により雨漏りが発生し、天井・壁、家財が損傷した。

コンセントを増設したとき、100Vにすべきところを200Vにしてしまった。引渡し後、お客さまがごみ処理機をつなげたところこわれてしまった。

施設所有管理者賠償責任補償（事務所などの管理ミスで起きた事故のとき）

事務所・資材置場・倉庫など、その所有・使用・管理が原因で他人にケガをさせたり他人の物をこわしたりして、法律上の損害賠償責任を負担された場合に保険金をお支払いします。

事務所に来たお客さまとの打合せ中に、あやまってコーヒーをかけてしまい、ヤケドをさせた。

事務所の資材置き場の道具箱の保管に落度があり、風で倒れ隣家の車のボンネットとボディを損傷させた。

※法律上の損害賠償責任を負担された場合でも責任の割合に応じ賠償することになりますので、
あらかじめ損害保険ジャパンの承諾が必要となります。

管理財物補償

管理財物を補償
（材料・支給材などは除きます。）

①すでに据え付けられていた機械・装置の移設時のその機械・装置の破損事故
②新築現場などでの工事の遂行を目的として作業を加えている作業対象部分（最小単位部分）の破損事故も補償します。

すでに据え付けられていたクーラーの移設作業中、あやまって落とし、破損させたクーラーの補償。

新築建物の塗装工事（下請）作業中、壁（最小単位部分）を誤って破損させた場合の修理の補償。

賠償事故が発生した時に、事故の原因となった工事の復旧費用

（引渡し後の事故のときのみの補償です）

引渡し後の事故のときに、事故の原因となった工事の復旧費用を補償します。
引渡し後に、工事のミスにより「他人の物*」を壊したり、「他人をケガさせた」りした場合に限り、事故の原因となった工事の復旧費用を補償します。
*「他人の物」とは、施主などの財物や加入者が引き受けた工事以外の工作物のことです。

引渡し後、排水管の施工工事において施工ミスにより、管が破損し、漏水して床が水ぬれ損。その場合の排水管の再工事費用の補償。

引渡し後、配線工事において配線を誤ったため異常電流が流れ機械、配線が破損。その場合の配線工事の再工事費用を補償。

工事物補償

（工事・作業中の事故のとき）引渡し後は対象外

建築物自体から工事用材料、支給材を補償（上限1億円）
受託物（リース・レンタル品を含みます。）も補償（上限500万円）

新築中の家（工事対象物）が火災により全焼してしまった。

リースで借りたユンボを現場で破損させた。

販売店より支給されたクーラーを設置作業中にあやまって破損させてしまった。

現場に置いてあった給排水設備一式などの工事用資材が盗難にあった。

※警察への盗難届が必須です。

保険の対象となる物

○工事中の建物、仮設物、資材（支給材を含みます。）
○仮設現場事務所などの仮設建物とその中に収容の什器、備品
○受託物（リース・レンタル品を含みます。工具は除きます。）

保険の対象とならない物

○所有している建設用工作車、自動車
○航空機、船舶
○設計図書、証書、通貨　など

オプション付帯で対象に！

○工事用発電器、バッチャープラント、受・変電設備などの据付型機械設備、建設機械など（受託物は除く。）
○工事用機械器具（工具）およびその部品

NEW オプション 電動工具等補償

工事現場でインパクトドライバを落下させて破損させた。

工事現場で発電機の盗難にあった。

※詳しくはP11、P13をご覧ください。

総合賠償責任補償プラン

補償内容と納得の 保険料!

! 独自に補償内容を設計し、団体契約によるスケールメリットを生かした保険料となっています。

業種区分と補償プランごとの年間保険料

（保険期間1年）

業種区分		業種区分ごとの具体的な仕事内容（A～E 業種区分欄内はアイウエオ順です。）	年間売上高（元請＋下請）〈消費税込み〉1,000万円あたりの年間保険料 基本プラン	ワイドプラン	スペシャルプラン（オプションなし）	スペシャルプラン（オプションあり）
工事業	A業種	□ガラス工事 □消防施設工事 □熱絶縁工事 □鋼構造物工事 □大工工事 □屋根工事 □室内防音工事 □建具工事	11,800円	15,530円	27,330円	27,330円
工事業	B業種	□内装仕上げ工事 □コンクリート工事 □電気通信工事 □板金工事 □タイル・レンガ・ブロック工事 □有線テレビ放送設備工事 □鉄筋工事	20,060円	26,530円	38,150円	38,150円
工事業	C業種	□左官工事 □非木造建築工事（非木造リフォーム工事を含みます。） □木造建築工事（木造リフォーム工事を含みます。） □造園工事 □電気工事（屋内配線） □石工事	23,600円	32,800円	50,860円	50,860円
工事業	D業種	□管工事 □機械器具設置工事 □塗装工事 □防水工事 □とび・土工 □舗装工事	41,300円	58,530円	90,580円	90,580円
工事業	E業種	□井戸ポンプ工事 □はつり・解体工事 □しゅんせつ工事 □土木一式工事	53,100円	73,810円	110,630円	110,630円
清掃業		建築物の維持管理・清掃を目的としたメンテナンス、清掃（ガラス清掃を含みます。）、補修作業などや建築現場における周辺清掃、清掃作業、ハウスクリーニング、ガラス・壁面清掃 など	清掃業、ビルメンテナンス業の場合は、ワイドプランのみとなります。基本プラン・スペシャルプランをお選びいただくことはできません。	58,650円		
ビルメンテナンス業		ビルなどを対象として清掃・保守・機器の運転・その他維持管理を年間で請負い、これらのサービスを提供する事業（警備業法第117号に基づく警備業務を除きます。）		26,790円		
NEW オプション 電動工具等補償 ※売上高に関係無く、一律20,000円です（中途加入保険料は月割計算）。			基本プラン・ワイドプランにオプションを付帯することはできません。			20,000円 スペシャルプランで算出された年間保険料に20,000円を加算します。

上記の保険料表は、年間売上高〈消費税込み〉1,000万円あたりの保険料表ですが、年間売上高が2億円超の場合は売上高がてい減され、上記保険料から割引となります！（A～E業種）

※工事業は事業活動総合保険、清掃業・ビルメンテナンス業は賠償責任保険でのご加入となります。

各補償プランの補償内容・保険金額・自己負担額

補償区分		保険金額（補償金額）	自己負担額（免責金額）	基本プラン	ワイドプラン	スペシャルプラン（オプションなし）	スペシャルプラン（オプションあり）
基本補償	請負賠償責任補償	1事故 3億円（生産物賠償責任補償は期間中も3億円）	0－10万円	○	○	○	○
基本補償	施設所有管理者賠償責任補償			○	○	○	○
基本補償	生産物賠償責任補償			○	○	○	○
固有補償	管理財物補償	1事故 3億円		×	○	○	○
固有補償	事故の原因となった工事の再工事費用	1事故 1,000万円		×	○	○	○
固有補償	受託物補償	1事故 500万円	1事故 1万円	×	×	○	○
固有補償	工事物補償	1事故 1億円		×	×	○	○
固有補償	オプション 電動工具等補償	1事故及び通年限度額 100万円	1事故 1万円	－	－	×	○

業種区分の決め方

1. A～E業種間で仕事がまたがっている場合（かつ、清掃業やビルメンテナンス業の兼業が無い場合）

→ **一番売上高が多い業種で業種区分を決めてください**

A～Eの仕事のうち、年間売上高（消費税込み）のなかで、一番多く売上を上げている仕事内容で業種区分を選んでください。（一番年間売上高（消費税込み）が多い業種で業種区分を決めていただいた場合でも、すべての業種での事故が補償の対象となります。）

（例） 木造建築工事（C業種）が80%、管工事（D業種）が20%の場合は、C業種になります。
年間売上高（消費税込み）1,000 万円、基本プランの場合、保険料は23,600円です。

2. 清掃業やビルメンテナンス業を兼業している場合

→ 工事業、清掃業、ビルメンテナンス業それぞれにご加入ください

清掃業やビルメンテナンス業を兼業している場合は、工事業（A～E業種）、清掃業、ビルメンテナンス業それぞれの年間売上高（消費税込み）に応じて加入いただきます。（この場合加入依頼書は3枚ご提出いただくことになります。）

（例） 木造建築工事が50%、清掃業が10%、ビルメンテナンス業が40%の場合は下記のようになります。
年間売上高（消費税込み）2,000万円
木造建築工事（C業種）（基本プラン） 保険料23,600円（年間売上高（消費税込み）1,000万円）
清掃業（ワイドプラン） 保険料11,730円（年間売上高（消費税込み）200万円）
ビルメンテナンス業（ワイドプラン） 保険料21,430円（年間売上高（消費税込み）800万円）

電動工具等補償でご注意いただきたいこと（P11、P13もご覧ください）

1. 年間保険料は20,000円です。（中途加入の場合は月割計算となります。）
2. 6月1日以降、「電動工具等補償」を中途で付帯した場合は、スペシャルプランご加入の方であっても一旦中途解約し、同日付で 電動工具等補償 を付帯して中途加入手続きとなります。
3. 電動工具等補償は、保険期間を通じてお支払いした保険金が合計で100万円を超えた時に終了となります。

ご注意いただきたいこと

※保険期間中に発生した第三者賠償事故（対人事故・対物事故）が対象です。賠償事故を伴わない作業ミスに対するやり直し費用は、ワイドプラン、スペシャルプランであっても対象となりません。また、建具などを建築現場などから自社・作業場などに持ち帰って加工を行うような場合、持ち帰った建具などに発生した損害は受託物補償となりスペシャルプランのみ補償されます。

※賠償事故が起きた場合には、取扱代理店および損害保険ジャパンは組合員さま（被保険者）と損害賠償請求権者（被害者 ： 相手方）との示談交渉に関するご相談の受付けなど、事故解決のお手伝いをします。ただし、取扱代理店および損害保険ジャパンは、損害賠償請求権者（被害者：相手方）との示談交渉をお引受けすること（示談交渉）はできませんのでご了承ください。

工事現場内にある建設用工作車*の所有・使用・管理に起因する事故はお支払いの対象となりますが、ダンプ、トラック、小型貨物車などの自動車の所有・使用・管理に起因する事故はお支払いの対象となりません。
＊ブルドーザー、クレーン、パワーショベルなど（建設用工作車に該当するかは取扱代理店にご確認ください。）
なお、ナンバーが付いている建設用工作車は、自動車保険を優先適用することになります。

※保険金請求事故が多発した場合などには、次年度にご加入プランを制限させていただくこと、またはお引受けをお断りさせていただくことがあります。

＼ 大好評! ／
労働災害総合補償プラン

組合員価格で安心の 上乗せ労災

(労働災害総合保険普通保険約款・職業性疾病担保特約条項)

独自に補償内容を設計し、団体契約によるスケールメリットを生かした保険料となっています。

補償プランと保険金額 業務災害・通勤災害から職業性疾病*まで補償

*内容につきましては16ページをご覧ください。

1 休業補償は、Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ、Ⅳ型共通

1日2,000円

※休業補償は休業4日目以降を対象とし、1,092日分限度でお支払いします。

補償プラン	Ⅰ型	Ⅱ型	Ⅲ型	Ⅳ型
休業補償(1日につき)	2,000円	2,000円	2,000円	2,000円

2 万々が一の死亡・後遺障害のとき

Ⅳ型の補償は最大5,000万円

補償プラン		Ⅰ型	Ⅱ型	Ⅲ型	Ⅳ型
死亡補償金		3,000万円	1,500万円	1,000万円	5,000万円
後遺障害補償金	1級～3級	3,000万円	1,500万円	1,000万円	5,000万円
	4級	2,400万円	1,200万円	800万円	4,000万円
	5級	2,100万円	1,050万円	700万円	3,500万円
	6級	1,800万円	900万円	600万円	3,000万円
	7級	1,500万円	750万円	500万円	2,500万円
	8級	900万円	450万円	300万円	1,500万円
	9級	600万円	300万円	200万円	1,000万円
	10級	450万円	225万円	150万円	750万円
	11級	300万円	200万円	100万円	500万円
	12級	200万円	150万円	65万円	300万円
	13級	150万円	75万円	50万円	250万円
	14級	90万円	45万円	30万円	150万円

※業務災害と通勤災害の補償は同額となります。

3 使用者賠償責任条項*

1名　1億円
1事故　5億円

*一人親方の特別加入の場合は、この補償はありません。

災害付帯費用保険金	死亡：40万円　後遺障害：1級～3級 10万円　4級～7級 5万円
使用者賠償責任条項*	1名1億円　1事故5億円

年間保険料 組合員価格だから安心です

1 一人親方の特別加入の場合の年間保険料

〈Ⅱ型の場合〉
1日あたり換算約31円の保険料で、1日2,000円の休業補償
(最長1,092日分まで補償)
と最高1,500万円の死亡・後遺障害の補償

建設業の一人親方	Ⅰ型	Ⅱ型	Ⅲ型	Ⅳ型
	17,500円	11,300円	8,100円	28,240円

※使用者賠償責任条項はセットされていません。

2 事業所(工事業)でのご加入の場合の年間保険料(例)

年間売上高〈消費税込み〉が1,000万円の場合の保険料	従業員のみの保険料(人数は問いません。)				全従業員+事業主(役員)1名の場合の保険料例			
	Ⅰ型	Ⅱ型	Ⅲ型	Ⅳ型	Ⅰ型	Ⅱ型	Ⅲ型	Ⅳ型
建築業(35) 既設建築物設備工事業(38)	16,600円	12,200円	8,220円	25,790円	50,500円	33,150円	20,440円	83,930円
機械装置の組立てまたは据付の事業(36)	18,500円	13,000円	9,100円	29,440円	56,960円	35,540円	22,480円	96,840円
その他の建設事業(37)	51,500円	37,400円	26,920円	72,900円	101,360円	66,190円	44,130円	153,270円

*事業主(役員)が加入される場合(※1)は、従業員も加入されることが前提となります。
(※1)事業主・役員(労働災害総合補償プランの特別加入者)の方が、元請の臨時雇などとして働いている間に労災事故にあい、元請の政府労災にて認定された場合に保険金をお支払いします。

事業所(工事業)でのご加入の場合、年間売上高(元請+下請)〈消費税込み〉によって保険料が決まります。
(清掃業・ビルメンテナンス業など一部の業種の場合は対象人数の申告が必要です。)

具体的な保険料につきましては各支部もしくは取扱代理店にお問い合わせください。

事業主必見! 事業所加入の場合の特長

正規従業員から臨時雇、下請従業員まで補償します。

従業員の入替、増減に関係なく、全従業員*、下請の従業員が労災事故で政府労災にて労働災害と支給決定された場合に、保険金をお支払いします。また、下請の特別加入者や一人親方も政府労災の支給決定があれば、保険金をお支払いします。
*臨時雇、パートを含む工事・作業従事者

また、事業主・役員(労働災害総合補償プランの特別加入者)の方が、元請の臨時雇などとして働いている間に労災事故にあい、元請の政府労災にて認定された場合に保険金をお支払いします。

従業員の死亡・後遺障害に対して災害付帯費用保険金をお支払いします。

従業員が労働災害にあい、亡くなられた場合または後遺障害(1級～7級)が生じた場合に死亡・後遺障害補償保険金とは別に災害付帯費用保険金をお支払いします。あなたの会社の福利厚生制度をバックアップし、従業員確保にも役立ちます。

(従業員1名につき)
死亡　40万円
後遺障害　1級～3級10万円
4級～7級 5万円

「経営事項審査」で加点評価されます。保険料は損金処理できます。

労働災害総合補償プラン加入で、公共事業の入札時の資格審査基準である「経営事項審査」の加点評価になります。
(2020年12月現在)
また、保険料は、損金処理(個人事業主は経費処理)できます。

(注)今後の法改正により変更となる場合があります。
また、実際の税務処理についてはご担当の税理士へご確認ください。

「使用者賠責」付きなので、万一、従業員などから訴えられても対応できます。

万一、従業員の方や下請の労働者、その遺族の方から政府労災、労働災害総合補償プランの保険金額を超えて労災事故の損害賠償を求められたときに役立ちます。
経営を守る一助となります。

お支払限度額
1名　1億円
1事故　5億円

「上乗せ労災」で、従業員の福利厚生が充実されます

労働災害総合補償プランは、政府労災で労災認定された場合に、上乗せして保険金をお支払いする保険制度です。

石綿(アスベスト)を原因とする労災事故について

労働災害総合補償プランでは石綿(アスベスト)の有害性を原因として次の職業性疾病が生じた場合は、保険金のお支払対象となりません(石綿損害等不担保特約条項セット)。

①石綿または石綿を含む製品の発がん性その他有害な特性に起因する職業性疾病
②石綿の代替物質またはその代替物質を含む製品が有する発がん性その他の石綿と同様の有害な特性に起因する職業性疾病

ご加入いただく補償内容やお支払いできない主な場合などは16ページをご覧ください。

※保険金請求事故が多発した場合などには、ご加入プランを制限させていただくこと、またはお引受けをお断りさせていただくことがあります。

寄せられた質問に答えて

こんなとき はどうなる?

総合賠償責任補償プラン

Q1 トラックを運転中に積載していた資材を落として、後続車にキズをつけてしまいました。
後続の自動車への補償はできますか?

A 自動車の所有・使用・管理に起因する事故は、この保険では対象外となっています。(自動車保険で対象となります。)

Q2 リフォームでの配管工事の際にあやまって本管にキズをつけてしまいました。
水漏れ事故が発生し、下の階の家電製品などに損害を与えてしまいました。
この場合に被害者の方への補償は時価ですか、あるいは新品価格ですか?

A 新品価格ではありません。時価とは同等の物を購入する金額(新品価格)から、経年や使用による消耗分を差し引いた現在の物の価値のことをいいます。被害者の方への賠償金は時価(減価償却分を差し引いた額)あるいは、修理代の、どちらか低い額となり、保険金のお支払い(補償)はそれに準じます。

Q3 加入者の工務店が元請として2階一戸建新築工事を請負いました。引渡後に2階に設置したトイレの配管が作業ミスにより破損し漏水事故が発生。階下にあった家財損壊しおよび天井クロスが濡損。補償はどうなりますか?

A 基本プランに加入の場合は、補償できるのは家財だけです。ワイドプラン・スペシャルプランに加入の場合は、家財の補償に加えて、事故の原因となった配管工事の再工事費用および、工事のやり直しにあたる天井クロスも補償対象です。

Q4 塗装工事をしていたら、隣家の方から、「車が塗料で汚れた」といわれましたが、自分の作業によるものではないように思えました。
この場合も補償してもらえますか?

A ご加入者が「自分の責任ではない」と主張される場合は、補償対象になりません。
ご加入者の工事・作業などに明らかに責任・過失があって、第三者に損害を与え法律上の損害賠償責任を負担される場合に補償対象となります。

Q5 新築物件の設置済サッシが、工事中に何者かによっていたずらされ、キズやヘコミを付けられました。
サッシの補償はできますか?

A 「スペシャルプラン」に加入されていれば、補償対象となります。
同プランは、建築物自体や工事用材料までを補償対象としているからです。(ただし、事故が工事期間中に発生したものにかぎります。)
それ以外のプランでは、補償されません。

Q6 エアコン取付け中に、新品のカーテンを汚してしまいました。クリーニングに出しても、きれいにならなかったため同じカーテンを購入し、弁償しました。
補償はどうなりますか?

A カーテンを汚したことは工事の過失による財物の損壊にあたります。
客観的にみてクリーニングに出しても使用できない場合などは、時価で補償(賠償)となります。
また、カーテンのクリーニング代も補償対象です。
(ただし、損害保険ジャパンの事前承認が必要です。)

※詳細は13〜15ページをご覧ください。

総合賠償責任補償プラン

Q7 引渡後、施工部分に不具合が発生し、再施工が必要となりました。その場合のやり直し費用は補償されますか?

A 財物の損壊が発生しておらず、やり直し費用のみは補償対象となりません。
引渡後、他物の損壊が発生しかつ自社の工事に関して損壊が発生している場合のみ、ワイドプラン・スペシャルプランではやり直し費用が補償されます。

Q8 配管の接着を失念したために漏水し、パソコンを破損してしまった。この場合のパソコン本体・内部データの復旧費用は補償されますか?

A パソコン本体は時価で補償されますが、ソフトウェアやデータ等の復元費用は補償されません。
(ソフトウェアやデータ等の無形物は補償対象となりません。)

Q9 清掃業・ビルメンテ業で作業のため使用したゴンドラを破損しました。この修理代は補償されますか?

A 補償対象とはなりません。
(リース・レンタルでも自社所有でも補償対象とはなりません。)

Q10 解体工事の際、土地の掘削作業中の振動により隣家の風呂場タイルにヒビが入ったり、塀が傾いた等の損害が生じた場合は補償されますか?

A 補償対象となりません。
土地の掘削に起因する土地の沈下、隆起、振動、土砂崩れ、土砂の流出・流入などによる財物の損害は補償されません。

Q11 スペシャルプランに入っています。現場の仮倉庫に入れておいた工具が盗まれた場合、工具代は補償されますか?

A オプションをセットすれば補償対象となる可能性があります。
電動工具等補償については、P11、P13をご参照ください。

※詳細は13〜15ページをご覧ください。

寄せられた質問に答えて

こんなときはどうなる?

総合賠償責任補償プラン 電動工具等補償

Q1 2回目以降保険金を請求するときの自己負担額はどうなりますか。

A 2回目以降も1万円です。

Q2 時価額って何ですか。

A 損傷した保険の対象の再調達価額から、使用期間や経過年数などに応じた消耗分を差し引いた額です。

Q3 約5年使用している電動工具を、現場で作業中に不注意で落としてしまいました。修理費に5万円かかりましたが、支払保険金はいくらになりますか。

A 当時20万円で購入した電動工具が保険事故で損傷し、修理に5万円かかりました。この場合のお支払いは下記となります。一般的に、償却期間は5年～10年、償却率は10%～20%、最終残価は概ね10%～30%となります。

<お支払い例>

購入金額20万円、最終残価30%(=6万円) ≧ 50,000円にて認定となった場合

【損害保険金】50,000円 − 10,000円 = 40,000円

【臨時費用保険金】40,000円 × 20% = 8,000円

【お支払保険金合計】48,000円

Q4 一戸建ての新築工事で内装工事を請け負っています。自宅から工事現場まで自家用車で向かったが工事現場内に停める場所が無かったため路上駐車しました。その間に車両に積載していた電動工具が盗難にあい、警察に受理されたが保険金の支払い対象となりますか。

A 路上駐車の盗難は警察に受理されても保険金のお支払いの対象外です。また、自宅から工事現場に向かい、工事現場の外に駐車をしている間に盗難にあった場合でも対象外となります。

Q5 工事現場の定義は何ですか?

A 不特定多数が入れない場所と考えます。必ずしも施錠が必要なことでもありませんが、状況に応じて判断されることになります。

Q6 「不測かつ突発的な事故」とはどのような事故ですか。

A 多くは盗難事故、落として壊した、突風で倒れたなどが該当します。

Q7 シリアルナンバーに限定されていますが、友人から購入したため領収証も資産台帳にも記載していません。この場合、保険の対象となりますか。

A 保険事故時に、加入者様の所有物と賃借物との線引きが困難であるため、原則対象外となっております。

Q8 塗装工事の作業工程上で高圧洗浄機を使用します。保険の対象となりますか。

A 請け負った塗装工事作業工程上で必要と判断された場合に、保険金のお支払いの対象となります。

Q9 工事用機械器具とは具体的には何がありますか。

A 測量機器などの工事物件を施工するために使用する非据付型機械器具などをいい、金槌、鋸および金型などは含みません。下表も参照ください。

工具例(工事作業場で直接使用される電動の工具を対象)

切断工具	切削工具	締緩工具	その他
ジグソー レシプロソー 糸鋸盤 チェーンソー メタルソー チップソー	ドリル ルータ ハンマードリル トリマ グラインダー サンダー	インパクトレンチ インパクトドライバ ドリルドライバ ナットランナー	釘打ち機 レーザー測定器 タッカー コンプレッサ 発電機

労働災害総合補償プラン

Q1 政府労災には2つの業種で加入しています。この場合、「労働災害総合補償プラン」に加入するときはどうすればよいですか?

A 政府労災と同じく2つに分けてご加入ください。(年間売上高も分けます。)
「労働災害総合補償プラン」は、政府労災が認定された場合に、上乗せして補償する制度です。
このため、加入に際しても政府労災と同じ業種での加入が必要となります。

Q2 政府労災加入時は、元請の売上高の申告なのに、「労働災害総合補償プラン」に加入するときは、どうして元請と下請の年間売上高(消費税込み)を合算申告するのですか?

A この保険は、加入申込人が元請となったときの労災事故だけではなく、加入申込人が下請として現場に入られたときの、従業員の労災事故(元請の政府労災で認定)も補償の対象となるからです。

Q3 労災事故にあい政府労災で休業補償が認定されました。「労働災害総合補償プラン」での補償期間はどれくらいですか?

A 休業補償保険金は、休業し賃金を受けない第4日目以降の休業期間に対してお支払いします。
政府労災で認定された休業期間に対し、最長1,092日分までお支払いします。
(1日2,000円の休業補償保険金)

Q4 「労働災害総合補償プラン」の特別加入者*が、元請の臨時雇になって働いているときに、労災事故にあったときは補償されますか?

A 元請の政府労災で認定された場合は、「労働災害総合補償プラン」から保険金をお支払いします。
*特別加入者とは、一人親方などの政府労災特別加入者ならびに企業の役員や個人事業主などの政府労災特別加入者です。

Q5 事業所加入の、従業員や特別加入者(役員*)が労災事故にあった場合の保険金請求者は、事業所(加入申込人)ですか、あるいは被災者本人(従業員、特別加入者)ですか?

A 事業所が保険金請求者になります。被災者本人から直接ご請求はいただけません。
また、事業所は必ず被災者の方に保険金をお支払いいただき、被災者本人から「労働災害補償金受領書」を取り付けて、損害保険ジャパンにご提出いただく必要があります。
*役員の場合は、その役員が政府労災、労働災害総合補償プランのそれぞれに特別加入者として事故日以前に加入されていることが補償の前提となります。

※詳細は16ページをご覧ください。

工事業（清掃業・ビルメンテナンス業以外）
清掃業・ビルメンテナンス業

●総合賠償責任補償プラン

保険期間（ご契約期間）	1年間	保険期間中に発生した対人事故・対物事故が対象となります。 保険期間は、2021年6月1日午後4時～2022年6月1日午後4時です。 （新規加入の場合は、2021年6月1日の午前0時からとなります。また、中途加入の場合は中途加入日午前0時から2022年6月1日午後4時までとなります。）（中途加入日の前日以前に手続きを完了してください。）
保険適用地域	日本国内のみ	日本国内で発生した対人事故・対物事故が対象になります。
保険の対象	ご加入者の工事業全般の賠償リスクが対象となります。	
記名被保険者	加入依頼書の加入申込人欄に記載される方（貴社）となります。	
被保険者の範囲	総合賠償責任補償プランの被保険者（保険の対象となる方）は、次のとおりとなります。	

補償区分	貴社	貴社の役員・使用人	貴社下請負人*1	貴社下請負人*1の役員・使用人
施設・請負賠償責任補償*2（施設・業務遂行危険）	○	○	○	○
生産物賠償責任補償（製造物・完成作業危険）	○	○	○	○
受託物、リース・レンタル品補償*3（受託物危険）	○	○	○	○
工事物補償*3	*4	—	—	—

*1 貴社が他人から請け負った業務の一部または全部の完成を貴社から請け負った方をいいます。（複数段階の請負は含みますが、単なる取引先や業務委託先は含まれません。）貴社の請け負った業務に関する事故についてのみ被保険者となります。
*2 基本プランには管理財物補償、事故の原因となった工事の再工事費用の補償、工事物補償はありません。
*3 スペシャルプランのみの補償です。
*4 保険の対象である工事の目的物または工事用材料の所有者が記名被保険者（貴社）と異なる場合には、これらの物に対して正当な権利を有する者（発注者や元請業者など）。

保険金額（補償金額）	1回の事故または保険期間を通じてお支払いする保険金の限度額です。また、保険金をお支払いする損害の種類の内容によって、限度額を個別に設けています。
保険金のお支払方法	ご契約いただいた保険金額を限度に次の算式により計算した保険金をお支払いします。 **お支払いする保険金 ＝ 損害の額 － 自己負担額（免責金額）*** *スペシャルプランの工事物補償（物損害）につきましては1万円の自己負担額（免責金額）となります。基本プラン、ワイドプラン、スペシャルプランの工事物補償、受託物、リース・レンタル品補償以外では自己負担額（免責金額）は1回目なし、2回目以降10万円となります。
補償内容	【ご加入いただく補償内容】に関しては 工事業用は14・15ページ、清掃業、ビルメンテナンス業用は15ページをご覧ください。

スペシャルプランの補償（電動工具等補償）

保険金をお支払いする場合	日本国内における次の（1）から（3）までの場所において発生した不測かつ突発的な事故により、補償対象物に損害が生じた場合に保険金をお支払いします。（損害保険金が自己負担額（免責金額）を超過する場合にその超過額について保険金をお支払いします。）（1）対象工事の工事現場 （2）工事現場から離れて設置される対象工事専用の工事用仮設建物(注1)または資材置場(注1)もしくは倉庫(注1) （3）（1）や（2）の場所へ輸送するため陸上輸送用具へ積込みを開始した時から、陸上輸送用具から荷卸しが完了するまでの陸上輸送中（陸上輸送途上における積替えのための一時保管を含みます。） <補償対象物>記名被保険者または記名被保険者の下請負人が所有する工事用仮設備(注2)、工事用機械器具(注3)ならびにこれらの部品。ただし、建設用工作車、および製造番号（シリアルナンバー）が確認できない物は除きます。 （注1）工事完了後、撤去される建物等。（注2）発電機、バッチャープラント、受電設備、変電設備または荷役設備等、工事物件を施工するために使用する据付型機械設備等をいい、かつ製造番号（シリアルナンバー）がある物に限ります。 （注3）測量機器等の工事物件を施工するために使用する非据付型機械器具等をいい、かつ製造番号（シリアルナンバー）がある物に限り、金槌、鋸および金型等は含みません。
お支払いする保険金の種類	お支払いする保険金の内容
①損害保険金	事故により補償対象物に損害が生じた場合、補償対象物毎の修理費などについて保険価額(注4)を限度に保険金をお支払いします。ただし、1事故でお支払いする保険金は、自己負担額（免責金額）を超えた場合で、かつ①から③を合算して100万円を限度とします。また、保険期間を通じてお支払いした保険金の合計額が100万円に達した時点で、当該特約は終了します。 （注4）損害が発生した地および時におけるその保険の目的の価額をいいます。
②臨時費用保険金	損害保険金をお支払いする場合、臨時に生じる費用に対して、お支払いする損害保険金の20%相当額をお支払いします。ただし、①から③合算で100万円が限度です。
③残存物取片づけ費用保険金	損害保険金をお支払いする場合、損害が生じた補償対象物の残存物を取り片づけるために必要な費用（解体費用、取りこわし費用など）に対して、お支払いする損害保険金の10%相当額をお支払いします。ただし、①から③合算で100万円が限度です。
保険金をお支払いできない場合	（1）スペシャルプランの補償（工事物補償）の保険金をお支払いできない場合に記載の損害のほか、補償対象物に含まれるまたはその一部を構成する次の物に生じた損害に対しては、損害保険金をお支払いしません。ただし、火災もしくは盗難に起因して生じた損害または補償対象物の本体と同時に生じた損害については、この限りではありません。 ①履帯、無限軌道もしくはキャタピラ、タイヤ排土板(注5)、スカイファイア(注6)、バケット(注7)またはローラその他作業時において常時地面等に接すべき部分 ②フォーク、すき、刃、つめ、ブレードまたはライナ ③ドロップハンマ、ディーゼルハンマ、スチームハンマ、バイブハンマ、パイルドライバ、ドリルのビット、ケーシングチューブ、ベルト、レールまたはスクリーン ④材質が陶磁器、ガラス、コンクリート、れんが、ゴム、カーボン、木または合成樹脂である物 ⑤電球、ブラウン管、真空管その他これらに類似の管球類 ⑥ワイヤー、ロープ （2）（1）に定める損害のほか、補償対象物に生じた次の損害に対しても、損害保険金をお支払いしません。 ①すり傷、かき傷、塗料の剥がれ等の単なる外観上の損傷等または汚損であって、その補償対象物の機能に直接影響のない損害 ②電気的事故(注8)または機械的事故(注9)に起因して生じた損害。ただし、これらの事故によって火災、破裂もしくは爆発が発生した場合またはこれらの事故が偶然な外来の事故の結果として発生した場合は、この限りではありません。 など （注5）カッティングエッジ・エンドビットを含みます。（注6）シャンク・ディッパーを含みます。（注7）ディッパーを含みます。 （注8）ショート、スパーク過電流等、炭化または溶解が生じる事故 （注9）その機械の内的要因によりその機械装置に焼付け・破損等が生じる事故

工事業（清掃業・ビルメンテナンス業以外）

●総合賠償責任補償　プラン

基本・ワイド・スペシャルプラン共通の補償（賠償責任補償）

保険金をお支払いする場合	日本国内で発生した貴社の業務上の偶然な事故に起因して、保険期間中に発生した他人の身体の障害*1もしくは財物の損壊*2について、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、下記①から⑦までの保険金をお支払いします（①の保険金につき3億円が限度です。）なお、被害者からの損害賠償請求に対して損害保険ジャパンの承認なしに示談した場合には、損害賠償金を削減してお支払いする場合がありますのでご注意ください。 *1 人のケガや病気をいいます。これらによって後遺障害が生じた場合および亡くなられた場合を含みます。 *2 財物の滅失、損傷または汚損およびその結果発生する使用不能をいいます。
お支払いする保険金の種類	お支払いする保険金の内容
①損害賠償金	被保険者が損害賠償請求権者に対して支払う損害賠償金ならびに判決により支払いを命じられた訴訟費用および遅延損害金をいいます。ただし、損害賠償金の支払いにより代位取得するものがある場合には、その価額を差し引くものとします。

損害の種類	お支払限度額
身体の障害	1回の事故につき3億円限度 ただし生産物（引渡後）に起因する損害は保険期間を通じ3億円限度
財物の滅失、損傷汚損およびその結果発生する使用不能	
受託物の損壊	1事故500万円限度*1
製造物回収・作業の結果自体の損害	1事故1,000万円限度*2

*1 スペシャルプランのみ対象
*2 ワイド・スペシャルプランのみ対象

②損害防止費用	事故が発生した場合に損害の発生および拡大の防止のために支出した費用をお支払いします。回収費用や石油拡散防止費用は除きます。
③権利保全費用	被保険者が第三者に対して損害賠償請求権を有する場合において、被保険者が支出したその権利の保全または行使に必要な手続きをするために要した費用をお支払いします。
④争訟費用	損害賠償責任の解決のために損害保険ジャパンの書面による同意を得て支出した訴訟費用、弁護士報酬などの費用をお支払いします。
⑤協力費用	損害保険ジャパンが損害賠償請求の解決にあたる場合に、損害保険ジャパンの請求に応じて貴社がこれに協力するために支出した費用をお支払いします。
⑥初期対応費用	事故が発生した場合に損害保険ジャパンの承認を得て支出した初期対応のための費用（事故現場保存費用、事故原因調査費用、事故現場片づけ費用など）をお支払いします。
⑦争訟対応費用	損害賠償責任の解決のために損害保険ジャパンの書面による同意を得て支出した意見書・鑑定書作成費用などの費用をお支払いします。

保険金をお支払いできない場合

【基本・ワイド・スペシャルの3プラン共通】
（1）ご契約者、記名被保険者、これらの代理人、その他の被保険者の故意（2）地震、噴火、津波、洪水、戦争、核燃料物質による事故（3）環境汚染（突発的な事故による汚染物質の流出などを除きます。）（4）約定または合意によって加重された損害賠償責任（5）記名被保険者の業務上の事故により被保険者が被った身体の障害（労災事故）に対して負担する損害賠償責任（6）記名被保険者の所有物の財物の損壊（7）日本国外で発生した身体の障害、財物の損壊（8）弁護士、医師、建築士などの業務（資格の有無を問いません。）（9）石綿に起因する事故（10）貴社が共同施工方式の共同企業体の構成員である場合において、その共同施工方式の共同企業体が行う工事に起因する損害（生産物（引渡後）危険を除きます。）（11）受託物の財物損害について被保険者が負担する損害賠償責任 など

【基本プラン固有】
（1）記名被保険者によってまたは記名被保険者のために行われる作業（以下「作業」といいます。）に使用される材料もしくは部品または据付される装置もしくは設備に生じた損害（2）作業の対象物である財物のうち、まさに作業を行っている最小単位部分に生じた損害。ただし作業が設備工事または既設建築の改修、改築もしくは増設工事である場合を除きます など

【基本・ワイド・スペシャルの3プラン共通（施設所有管理者賠償・請負賠償責任補償固有）】
（1）航空機、自動車、車両（原動力がもっぱら人力であるものを除きます。）、または銃器の所有・使用・管理に起因する事故（貨物の積込みまたは積卸し作業に起因する事故、被保険者が所有または賃借する施設内での車両、工事現場内にある建設用工作車または構内専用車の所有・使用・管理に起因する事故を除きます。）（2）施設外にある船舶の所有・使用・管理に起因する事故（貨物の積込みまたは積卸し作業に起因する事故を除きます。）（3）塵埃または騒音に起因する損害（4）基礎工事、地下工事、または土地の掘削工事に起因する土地の沈下、隆起、振動、土砂崩れ、土砂の流出・流入などによる財物の損壊（5）記名被保険者の施設から公共水域への石油物質の流出による財物の損壊（6）石油拡散防止費用について負担する損害賠償責任（7）記名被保険者によってまたは記名被保険者のために記名被保険者以外の者によってなされた約定または合意に基づく債務の不履行に起因する滅失、損傷、汚損の発生していない財物の使用不能損害 など

【基本・ワイド・スペシャルの3プラン共通（生産物賠償責任補償固有）】
（1）故意または重大な過失により法令に違反して製造、販売した製品および法令に違反して行った作業の結果（2）記名被保険者の製造物等*3自体に発生した財物の損壊

【ご注意】ワイドプラン・スペシャルプランの場合、次の①から③までのいずれかの条件を満たす場合はお支払いの対象となります。①製造物等自体に生じた損傷等が身体の障害または製造物等以外の財物に生じた財物の損壊の原因となった場合②貴社の製造物の欠陥が身体の障害または製造物等以外の財物に生じた財物の損壊の原因となった場合③貴社の作業の結果のうち材料等の欠陥が身体の障害または製造物等以外の財物に生じた財物の損壊の原因となった場合
（3）身体の障害、財物の損壊の発生防止・抑制などを効能・性能とした製品などがその設計上、表示上の不備などにより効能などを発揮できなかったことにより生じた身体の障害、財物の損壊に対して負担する損害賠償責任（4）回収措置を講じるための費用に対して負担する損害賠償責任 など
*3 記名被保険者の製造物または作業の結果をいいます。

【スペシャルプラン固有（受託物）】
（1）ご契約者、被保険者またはこれらの代理人が行い、または加担した受託物の盗取または詐取に対して負担する損害賠償責任（2）被保険者、被保険者の代理人または被保険者の同居の親族が所有または私用する受託物に発生した財物の損壊に対して負担する損害賠償責任（3）貨幣、紙幣、有価証券、印紙、切手、証書、帳簿、宝石、貴金属、美術品、骨董品、勲章、き章、稿本、設計書、図案、ひな型、鋳型、木型、紙型、模型その他これらに類する受託物(注1)に発生した財物の損壊に対して負担する損害賠償責任（4）受託物の瑕疵、自然の消耗もしくはその性質による蒸れ、かび、腐敗、変質、変色、さび、汗濡れその他類似の事由またはねずみ食いもしくは虫食いに起因して受託物に発生した財物の損壊に対して負担する損害賠償責任（5）原因がいかなるものであるかにかかわらず、自然発火または自然爆発に起因して受託物に発生した財物の損壊に対して負担する損害賠償責任（6）屋根、扉、戸、窓、通風筒等から入る雨、雪等に起因して受託物に発生した財物の損壊に対して負担する損害賠償責任（7）受託物である工具、船舶または航空機に発生した財物の損壊に対して負担する損害賠償責任（8）修理または加工の拙劣または仕上不良等により受託自動車に発生した財物の損壊に対して負担する損害賠償責任。ただし、これらの事由によって火災または爆発が発生した場合には、保険金を支払います。（9）受託自動車または車両(注2)が法令に定められた運転資格もしくは操縦資格を持たない者によって運転もしくは操縦されている間または道路交通法（昭和35年法律第105号）第65条（酒気帯び運転等の禁止）第1項に定める酒気を帯びた状態の運転者もしくは操縦者によって運転もしくは操縦されている間に受託自動車または車両(注2)に発生した財物の損壊に対して負担する損害賠償責任（10）受託物が委託者に引き渡された日の翌日から起算して30日を経過した後に発見された受託物の財物の損壊に対して負担する損害賠償責任 など
（注1）その他これらに類する受託物　金型を含みません。（注2）車両自動車および原動力がもっぱら人力であるものを除きます。

※②から⑦までの費用について　は、結果的に損害賠償責任がないことが判明した場合でも、保険金をお支払いします。 ※⑥と⑦を合算して、保険期間を通じて1,000万円が限度となります。

スペシャルプランの補償（工事物補償）

保険金をお支払いする場合	日本国内における次の（1）から（3）までの場所において発生した不測かつ突発的な事故により、補償対象物に損害が生じた場合に保険金をお支払いします（⑧から⑪までの合計額が自己負担額（免責金額）を超過する場合にその超過額について保険金をお支払いします。また⑫と⑬の保険金については自己負担額（免責金額）は適用されません。）。（1）対象工事の工事現場（2）工事現場から離れて設置される対象工事専用の工事用仮設建物または資材置場もしくは倉庫（3）（1）や（2）の場所へ輸送するため陸上輸送用具へ積込みを開始した時から、陸上輸送用具から荷卸しが完了するまでの陸上輸送中（陸上輸送途上における積替えのための一時保管を含みます。） （1）当会社が、第1条（保険金を支払う場合）（1）の損害保険金として支払うべき損害の額は、復旧費とします。 （2）（1）の復旧費については、請負金額を構成する費目ごとの積算単価または積算数量によって算出した額を基礎として定めます。ただし、保険の目的に損害が発生した地および時における積算単価（物価上昇による差額および資材等の再購入単価の増額分を加味した単価）が請負金額記載の積算単価を超える場合には、請負金額記載の積算単価ではなく、保険の目的に損害が発生した地および時における積算単価を基礎として算出し、費目毎に、請負金額記載の積算単価の120%を限度とします。 （3）工事用仮設材、工事用仮設物、工事用仮設建物およびこれらに収容されている什器または備品(注1)については、これらの物の時価(注2)によって定めます。 （注1）記名被保険者の使用人等が所有する業務外の目的で使用する物ならびに工事用仮設備および工事用機械器具を含みません。 （注2）損害が発生した地および時におけるその保険の目的の価額をいいます。 〈補償対象物〉●対象工事における工事の目的物(注1)●対象工事における工事の目的物(注1)に付随する足場工、型枠工、土留工その他仮工事の目的物●工事用材料●仮設される電気配線、配管、照明設備などの工事用仮設物●工事用仮設物（仮工事の目的物の一部を構成する資材）●仮設現場事務所、仮設倉庫などの工事用仮設建物およびこれらに収容されている什器・備品（従業員の私物は含みません。） （注1）新たに建築、設置、取付け、交換などを行う「物」そのものことで、請負契約上、完成後に引渡しまたは販売目的で施工する工事物件をいいます。したがいまして、設置作業に伴い、既存建物の一部（壁、床、天井など）にも作業を加えるとしても、その壁、床、天井などは「対象工事における工事の目的物」には含まれません。また、引渡しが完了または販売した工事物件は「対象工事における工事の目的物」ではなくなります。
お支払いする保険金の種類	お支払いする保険金の内容
損害保険金 ⑧補償対象物の復旧費用	事故により補償対象物に損害が生じた場合、損害発生直前の状態に復旧するのに直接必要な費用および修理に必要な点検または検査の費用をお支払いします。残存物がある場合にはその価額を控除します。
損害保険金 ⑨補償対象物以外の物の復旧費用	補償対象物に生じた損害を復旧するために補償対象物以外の物を取りこわした場合、その物を取りこわし直前の状態に復旧するために要した費用を損害保険金の額に含めてお支払いします。1回の事故について300万円を限度とします。
損害保険金 ⑩特別費用	補償対象物に損害が生じた場合、補償対象物の復旧のために必要な残業、休日勤務および夜間勤務による割増賃金などを損害保険金の額に含めてお支払いします。1回の事故について「①補償対象物の復旧費用」の20%または100万円のいずれか低い額を限度とします。
損害保険金 ⑪損害防止費用	事故が発生した場合に、損害の発生および拡大の防止のために必要または有益である費用を損害保険金の額に含めてお支払いします。
⑫残存物取片づけ費用保険金	損害保険金をお支払いする場合、損害が生じた補償対象物の残存物を取り片づけるために必要な費用（解体費用、取りこわし費用など）に対して、お支払いする損害保険金の10%相当額を限度にお支払いします。
⑬臨時費用保険金	損害保険金をお支払いする場合、臨時に生じる費用に対して、お支払いする損害保険金の20%相当額を1回の事故について100万円を限度にお支払いします。

ご契約いただく補償内容（事業活動総合保険）（賠償責任保険）

●総合賠償責任補償プラン

工事業（清掃業・ビルメンテナンス業以外）

スペシャルプランの補償（工事物補償）

保険金をお支払いできない場合

(1)ご契約者、被保険者または工事現場責任者の故意、重大な過失または法令違反(2)養生の不備による風、雨、雪、雹（ひょう）または砂塵（じん）の吹き込み(3)戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動(4)国または公共機関による公権力の行使(5)地震もしくは噴火またはこれらによる津波(6)放射線照射または放射能汚染(7)損害発生後30日以内に知ることができなかった盗難(8)残材調査の際に発見された紛失または不足(9)補償対象物の性質、瑕疵、自然の消耗、劣化(10)プログラム、データなどの記録情報のみに生じた損害(11)鋼矢板、杭、H型鋼などの打込みまたは引抜きの際に発生した曲損、破損または引抜不能(12)温度変化もしくは湿度変化による膨張、縮小または凍結の損害およびコンクリート部分の強度不足の損害(13)荷造りの欠陥に起因する陸上輸送中の事故(14)陸上輸送中の補償対象物が通常の輸送過程を逸脱した間に発生した損害(15)補償対象物の設計、施工、材質または製作の欠陥を除去する費用(16)湧水（土砂水を含みます。）の止水または排水費用(17)除雪費用または仮修理費(18)工事内容の変更または改良による増加費用(19)補償対象物の損傷復旧方法の研究費用または復旧作業の休止もしくは手待ち期間の手待ち費用(20)掘削工事に伴う余掘り、肌落ち(21)土砂の圧密沈下のため追加して行った埋立、盛土または整地工事費用(22)浚渫部分に生じた埋没または隆起(23)捨石、被覆石、消波ブロックなどの洗掘、沈下または移動による損害(24)調整池、排水溝、暗渠などに流入した土砂、水、岩石などを除去する費用(25)鋼矢板、杭、H型鋼などの継目から土砂、水または土砂水が流入した場合の排土費用、排水費用、清掃費用、流入防止費用(26)基礎、支持地盤などの支持力不足により沈下した補償対象物の位置の矯正に要する費用(27)コンクリート部分のひび割れ(28)土捨場、土取場での土砂崩壊による損害(29)切土もしくは盛土の法面、整地面または自然面の肌落ちもしくは浸食(30)芝、樹木など植物に発生した損害(31)工事現場に設置された排水設備の故障によって生じた損害(32)舗装工事における仕上げ表面の波状変形、剥がれもしくはひび割れ(33)シールド工事または推進工事などにおける次の①から③までの損害または費用①シールド機械、推進管、セグメントその他これらに類する物の方向または位置の矯正に要する費用②シールド機械または推進管の推進不能の損害③推進中の推進管の刃口について生じた損害(34)河川工事などにおける河川の増水によって堤外地内の工事用材料または工事用仮設材について生じた損害および仮締切の越流による損害(35)港湾工事、海岸工事などにおける海水のたまりを除去する費用(36)ケーソン工事などにおける次の①から④までの損害または費用①ケーソンの沈設位置の矯正に要する費用②ケーソンのひずみの矯正に要する費用③ケーソンの沈設不能の損害④沈設中のケーソンの刃口について生じた損害(37)トンネル工事などにおける支保工建込み後に土圧によって支保工などに生じた損害(38)橋梁工事、ダム工事などにおける河川の増水によって堤外地内の工事用材料もしくは工事用仮設材について生じた損害または仮締切の越流による損害(39)工事現場に仮置きした土砂の流入による排土費用または清掃費用(40)当会社は、次の損害、損失および費用に対しては、保険金を支払いません。ただし、請負金額が15億円未満の工事については、①を適用しません。　①直接であると間接であるとを問わずテロ行為(注1)によって、またはテロ行為の結果として生じた損害、損失もしくは費用 ②情報（プログラム、ソフトウエアおよびデータ）のみに生じた損害、または、その損害を受けた結果生じた損害、損失もしくは費用　など

(注1)政治的、社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものが、その主義・主張に関して行う暴力的行為をいいます。

●総合賠償責任補償プラン

清掃業・ビルメンテナンス業

保険金をお支払いする場合	日本国内で発生した(1)から(5)までを起因とする他人の身体の障害*1または財物の損壊*2について、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします（①は3億円が限度です）。(1)被保険者の従業員等の業務遂行(2)被保険者が所有・使用または管理している施設・設備等の欠陥あるいは管理の不備(3)請負工事（作業）の遂行(4)被保険者が製造・販売した製品(5)被保険者が行う仕事（作業）遂行の結果 *1 人のケガや病気をいいます。これらによって後遺障害が生じた場合および亡くなられた場合を含みます。 *2 財物の滅失、損傷または汚損およびその結果発生する使用不能をいいます。

お支払いする保険金の種類	お支払いする保険金の種類	保険金をお支払いできない場合
①損害賠償金	被害者に支払うべき法律上の損害賠償金です。 〈身体賠償事故の場合〉 治療費、医療費、慰謝料など 〈財物賠償事故の場合〉 修理費、再調達に要する費用など ※修理費および再調達に要する費用は、その損害にあった財物の時価額を超えない範囲でお支払いします。	**【共通】** ①記名被保険者、記名被保険者以外の被保険者または保険契約者（これらの者が法人である場合は、その役員とします。）の故意によって生じた賠償責任。ただし、保険金を支払わないのは、その被保険者が被る損害にかぎります。 ②戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。）に起因する賠償責任 ③地震、噴火、洪水、津波またはこれらに類似の自然変象に起因する賠償責任 ④被保険者と世帯を同じくする親族に対する賠償責任。ただし、保険金を支払わないのは、その被保険者が被る損害にかぎります。 ⑤記名被保険者および記名被保険者の使用人等が記名被保険者務に従事中に被った身体の障害によって生じた賠償責任 ⑥排水または排気（煙または蒸気を含みます。）によって生じた賠償責任 ⑦被保険者と他人との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された賠償責任 ⑧原子核反応または原子核の崩壊等に起因する賠償責任 ⑨石綿または石綿を含む製品の発ガン性その他の有害な特性に起因する賠償責任 ⑩汚染物質の排出、流出、いっ出、分散、放出、漏出等に起因する賠償責任 ⑪医療行為、はり、きゅう、マッサージ、身体美容・整形等または弁護士、公認会計士、税理士、建築士、司法書士、獣医師等の専門資格を要する業務に起因する賠償責任 ⑫記名被保険者の所有物*1　⑬支給財物の損壊に起因する賠償責任 ⑭次のアからウに掲げる被保険者が、その被保険者の受託財物*2を損壊したことに起因する賠償責任 ア．記名被保険者の役員または使用人　イ．記名被保険者の下請負人 ウ．記名被保険者の下請負人の役員または使用人　など *1 記名被保険者が所有する財物をいい、所有権留保条件付売買契約に基づいて購入した財物を含みます。 *2 次の(1)から(4)までに掲げる他人の財物をいいます。但し、ビルメンテナンス対象物（ビルメンテナンス契約に基づき管理する他人の財物）は除きます。 (1)借用財物*3 記名被保険者が借用している財物をいい、所有者または占有者からの借用許可の有無を問いません。 (2)支給財物*4 次の①および②の財物をいいます。 ①作業（記名被保険者または記名被保険者のために記名被保険者以外の者によって行われる作業をいい、加工、修理、保守、点検、清掃および洗浄を含みます。以下においても同様とします。）に使用される材料または部品をいい、既に作業に使用されたものを含みます。 ②記名被保険者または記名被保険者のために記名被保険者以外の者によって据え付けられる、または組み立てられる装置もしくは設備をいい、既に据え付けられた、または組み立てられたものを含みます。 (3)販売・保管・運送受託物 記名被保険者または記名被保険者のために記名被保険者以外の者によって行われる販売、保管、運送等を目的として明示的に受託した財物をいい、借用財物*3および支給財物*4は除きます。 (4)作業受託物 作業のために記名被保険者の所有、使用または管理する施設内（仕事の通常の過程として、一時的に施設外にある場合は、施設内にあるものとみなします。）にある財物をいい、販売・保管・運送受託物を除きます。 **【施設所有管理者賠償責任補償固有】** ①施設の新築、改築、修理、取りこわしその他工事に起因する賠償責任 ②航空機、昇降機、自動車または施設外における船、車両（自動車および原動力がもっぱら人力である場合を除きます。）もしくは動物の所有、使用または管理（貨物の積み込みまたは積み下し作業を除きます。）に起因する賠償責任 ③屋根、樋、扉、戸、窓、壁、通風筒等から入る雨、雪等による財物の損壊に起因する賠償責任　など **【請負賠償責任補償固有】** ①被保険者が行う地下工事、基礎工事または土地の掘削工事に伴う次のアからウの事由に起因する賠償責任 ア．土地の沈下、隆起、移動、振動または土砂崩れに起因する土地の工作物、その収容物もしくは付属物、植物または土地の損壊 イ．土地の軟弱化または土砂の流出もしくは流入に起因する地上の構築物（基礎および付属物を含みます。）、その収容物または土地の損壊 ウ．地下水の増減 ②施設の屋根、とい、扉、戸、窓、壁、通風筒等から入る雨、雪等による財物の損壊に起因する賠償責任 ③航空機または自動車の所有、使用または管理（貨物の積み込みまたは積み下し作業を除きます。）に起因する賠償責任 ④被保険者の占有を離れ、施設外にある財物に起因する賠償責任 ⑤じんあいまたは騒音に起因する賠償責任　など **【生産物賠償責任補償固有】** ①生産物または仕事のかしに基づく生産物（その生産物そのものをいい、その他の部分を含みません。）または仕事の目的物（作業対象となった箇所をいい、その他の部分を含みません。）自体の損壊に対する賠償責任（その生産物もしくはその仕事の目的物の使用不能または廃棄、検査、修理、交換、取りこわしもしくは解体による賠償責任を含みます。） ②記名被保険者または記名被保険者以外の被保険者が、故意または重大な過失により法令に違反して生産、販売もしくは引き渡した生産物または行った仕事の結果に起因する賠償責任。ただし、保険金を支払わないのは、その被保険者が被る損害にかぎります。 ③被保険者が、機械、装置または資材を、仕事の行われた場所に放置または遺棄した結果に起因する賠償責任　など
②権利保全行使費用	被保険者が第三者に損害賠償請求できる場合に、その権利を保全・行使するために支出した費用です。	
③損害防止費用	被保険者が損害の発生や拡大を防止した際に支出した費用です。	
④争訟費用	被保険者が事前に損害保険ジャパンの承認を得て支出した訴訟費用、弁護士報酬等の費用です。	
⑤協力費用	被保険者が損害賠償請求を受け、損害保険ジャパンが必要に応じて被保険者の代わりに解決に向けた対応を行う場合に、被保険者が損害保険ジャパンに協力するために支出した費用です。	
⑥緊急措置費用	損害の発生や拡大の防止の手段を講じたあとに賠償責任がないことが判明した場合であっても、被害者に対する応急手当、緊急処置のために支出した費用です。	

※②から⑥までの費用は、原則としてその全額がお支払いの対象となります（支払限度額はありません）。
※①損害賠償金の額が3億円を超える場合、争訟費用は、次の算式によって得られた額となります。④争訟費用＝争訟費用の総額×$\frac{3億円}{①損害賠償金}$

ご契約の基本内容

●労働災害総合補償プラン

工事業（清掃業・ビルメンテナンス業以外）　清掃業・ビルメンテナンス業

保険期間（ご契約期間）	1年間	保険期間中に発生した労災事故が対象となります。 保険期間は、2021年6月1日午後4時～2022年6月1日午後4時です。 （新規加入の場合は、2021年6月1日の午前0時からとなります。また、中途加入の場合は中途加入日午前0時から2022年6月1日午後4時までとなります。）（中途加入日の前日以前に手続きを完了してください。）
保険適用地域	原則日本国内	原則として日本国内が適用地域となります。なお、政府労災保険で給付対象となる「海外出張者」に発生した労災事故は対象となります。
対象となる業務	ご加入者が保険期間中に行うすべての業務（元請・下請）が対象となります。	
被保険者	加入依頼書の加入申込人欄に記載される方（責社）となります。	
補償対象者の範囲	労働災害補償の補償対象者（保険の対象となる方）は、次のとおりとなります。 無記名で対象となる方：①政府労災の給付対象となる全従業員 ②政府労災の給付対象となる下請負人の従業員、特別加入者 記名して対象となる方：①一人親方などの政府労災特別加入者 ②企業の役員や個人事業主など政府労災特別加入者	
保険金のお支払方法	政府労災保険の認定・給付決定に基づき被保険者がその上乗せ補償を行う場合に、ご契約いただいた補償プランに応じた保険金額を、上乗せ補償として保険金をお支払いします。また使用者賠償責任条項の補償では従業員が政府労災や本補償では満足せずに被保険者がその上乗せ補償を行う場合に損害賠償をご加入者に請求し、それを負担することによってご加入者が被る損害を1名1億円、1事故5億円限度にお支払いします。ただし、職業性疾病担保特約条項につきましては、保険期間終了の日より3年経過後になされた損害賠償請求または補償金請求についてはお支払いの対象となりません。	
補償内容	【ご加入いただく補償内容】に関しては16ページをご覧ください。	

ご契約いただく補償内容（労働災害総合保険）

●労働災害総合補償プラン

建設業（清掃業・ビルメンテナンス業以外）　清掃業・ビルメンテナンス業

保険金をお支払いする場合	**〈法定外補償条項〉（下記①から④）** 従業員（補償対象者）が労働災害により身体の障害（負傷・疾病・死亡・後遺障害）または職業性疾病を被り、政府労災保険からの給付が決定された場合、被保険者がその上乗せ補償を行う場合に保険金をお支払いします。 ※災害が業務上災害・通勤災害か否かの判定は、政府労災保険に従います。 ※職業性疾病とは、労働基準法の規定による業務上の疾病のことです。ただし、アスベスト（石綿）の有害性に起因する職業性疾病に対しては保険金をお支払いしません（石綿損害等不担保特約条項セット）。 **〈使用者賠償責任条項〉（下記⑤から⑨）** 労働災害を被った従業員やその遺族が、政府労災保険や災害補償規定などからの給付では満足せず、被保険者に対して従業員やその遺族から損害賠償請求があり、被保険者が「民事上の損害賠償責任」を負担することによって被った損害や弁護士費用など争訟解決のための費用を保険金としてお支払いする保険です。1名1億円、1事故5億円限度とします。

お支払いする保険金の種類		お支払いする保険金の種類	保険金をお支払いできない場合
法定外補償	①死亡補償保険金	従業員（補償対象者）が業務上災害により亡くなられた場合にお支払いします。なお死亡補償保険金と後遺障害補償保険金とが重複する場合は、いずれか高い金額をお支払いします。（重複してはお支払いしません。）	**（法定外補償）** 政府労災保険の給付の対象とならない身体の障害のほか、下記の身体の障害および下記の事由により被った身体の障害に対しては、保険金をお支払いできません。 (1) 貴社および貴社の事業場の責任者の故意 (2) 地震、噴火、津波、戦争、暴動 (3) 核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性の作用またはこれらの特性 (4) 風土病 (5) アスベスト（石綿）（代替物質を含みます。）またはアスベスト（石綿）を含む製品の発がん性またはその他有害な特性に起因する職業性疾病 (6) 従業員の故意または重大な過失のみによりその従業員が被った身体の障害 (7) 酒酔運転、無資格運転によりその従業員が被った身体の障害 (8) 犯罪行為によりその従業員が被った身体の障害 (9) 労災保険法等によって給付を行った被保険者が費用の徴収をすることにより、被保険者が負担する金額 (10) 労働基準法第76条第1項または船員法第91条第1項による補償対象期間の最初の3日までの休業に対する損害賠償金　など **（使用者賠償責任補償）** 使用者賠責については法定外補償の(1)(2)(3)(4)の他に、次のいずれかに該当する場合は保険金をお支払いできません。 (1) 被保険者と従業員またはその他の第三者との間に損害賠償に関する契約がある場合または法定外補償規定がある場合、その契約または規定がなければ被保険者が負担しない損害賠償金 (2) 被保険者が個人の場合には、被保険者と住居および生計を共にする親族が被った身体の障害に対して負担する損害賠償金または費用 (3) 労働基準法第76条第1項または船員法第91条第1項による補償対象期間の最初の3日までの休業に対する損害賠償金 (4) 労災保険法等によって給付を行った被保険者が費用の徴収をすることにより、被保険者が負担する金額　など
	②後遺障害補償保険金	後遺障害1級から14級まで政府労災の認定に従ってお支払いします。なお、等級区分は政府労災の区分と同じです。	
	③休業補償保険金	休業補償保険金は休業し、賃金を受けない日の第4日目以降の休業期間に対してお支払いします。なお、1,092日分が限度となります。休業補償保険金は、死亡補償保険金または後遺障害補償保険金とは別にお支払いします。	
	④災害付帯費用保険金	見舞金、香典、葬祭費用として災害付帯費用保険金をお支払いします。ただし、死亡補償保険金または後遺障害補償保険金（後遺障害等級区分第1級～第7級にかぎります。）をお支払いする場合に限ります。 死亡補償金：1被用者につき40万円 後遺障害等級区分第1級から第3級まで：1被用者につき10万円 後遺障害等級区分第4級から第7級まで：1被用者につき5万円	
使用者賠償責任補償	⑤損害賠償金	従業員やその家族が政府労災保険や被保険者からの法定外補償給付では不十分として、被保険者に対して損害賠償請求を起こし、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによる損害賠償金	
	⑥争訟費用	賠償責任の解決のために支出した訴訟費用、弁護士費用などです。この費用の支出にあたっては、損害保険ジャパンの書面による同意が必要です。	
	⑦示談交渉費用	示談交渉に要した費用です。この費用の支出にあたっては、損害保険ジャパンの書面による同意が必要です。	
	⑧協力費用	損害保険ジャパンが損害賠償請求の解決にあたる場合に、損害保険ジャパンの求めに応じて貴社がこれに協力するために要する費用のうち直接支出した費用です。	
	⑨権利保全費用	被保険者が第三者に対して損害賠償の請求権を有する場合に、その権利の保全または行使に必要な手続きをするために被保険者が支出した費用です。	

ご加入にあたってのご注意

■告知義務・告知事項（ご契約締結時における注意事項）
（1）保険契約者または記名被保険者の方には、保険契約締結の際、告知事項について、損害保険ジャパンに事実を正確に告げていただく義務（告知義務）があります。

〈告知事項〉

■加入依頼書の記載事項すべて
※加入依頼書の記載事項のうち、この保険の保険料の算出の基礎となる売上高や業務の内容については、誤りがないよう特にご注意ください。なお、売上高は、消費税込みの金額をご申告ください。

（2）保険契約締結の際、告知事項について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合には、ご契約が解除されたり、保険金をお支払いできないことがあります。
■通知義務（ご契約締結後における注意事項）
（1）保険契約締結後、通知事項が発生する場合は取扱代理店または損害保険ジャパンまでご通知ください。ただし、その事実がなくなった場合は、ご通知いただく必要はありません。

〈通知事項〉

■加入依頼書の記載事項の内容に変更を生じさせる事実が発生すること。(※)
【労働災害総合保険固有】
■法定外補償規定の新設または変更をする場合

（※）加入依頼書等に記載された事実の内容に変更を生じさせる事実が発生した場合で、その事実の発生が記名被保険者に原因がある場合は、あらかじめ取扱代理店または損害保険ジャパンまでご通知ください。その事実の発生が記名被保険者の原因でない場合は、その事実を知った後、遅滞なく取扱代理店または損害保険ジャパンまでご通知が必要となります。（ただし、その事実がなくなった場合は、損害保険ジャパンまでご通知いただく必要はありません。）
（2）ご通知やご通知に基づく追加保険料のお支払いがないまま事故が発生した場合、保険金をお支払いできないことや、ご契約が解除されることがあります。ただし、変更後の保険料が変更前の保険料より高くならなかったときを除きます。
（3）また、以下の事項に変更があった場合にも、取扱代理店または損害保険ジャパンまで遅滞なくご通知ください。ご通知いただかないと、損害保険ジャパンからの重要なご連絡ができなくなります。

■ご契約者の住所などを変更される場合

（4）重大事由による解除
保険契約者または被保険者が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合などは、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。

その他ご注意いただくこと

■この保険の保険期間（保険のご契約期間）は原則として1年間です。ただし、個別のご契約により異なる場合がありますので、詳しくは取扱代理店または損害保険ジャパンまでお問い合わせください。また、実際にご契約いただくお客さまの保険期間につきましては、加入依頼書等にてご確認ください。
■保険責任は保険期間の初日の午後4時（加入依頼書にこれと異なる時刻が記載されている場合はその時刻）に始まり、末日の午後4時に終わります。
■実際にご契約いただくお客さまの保険料につきましては、加入依頼書にてご確認ください。
■売上高、人数等のお客さまの保険料算出に特に関係する事項につきましては、加入依頼書等の記載事項が事実と異なっていないかご確認ください。
■ご契約を解約される場合には、取扱代理店または損害保険ジャパンまでお申し出ください。解約の条件によっては、損害保険ジャパンの定めるところにより保険料を返還、または未払込保険料を請求させていただくことがあります。詳しくは、取扱代理店または損害保険ジャパンまでお問い合わせください。
■引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づき契約条件の変更が行われた場合は、ご契約時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。
■この保険については、ご契約者が個人、小規模法人（引受保険会社の経営破綻時に常時使用する従業員等の数が20名以下である法人をいいます。）またはマンション管理組合（以下あわせて「個人等」といいます。）である場合にかぎり、損害保険契約者保護機構の補償対象となります。補償対象となる保険契約については、引受保険会社が経営破綻した場合は、保険金・解約返れい金等の8割まで（ただし、破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は全額）が補償されます。なお、ご契約者が個人等以外の保険契約であっても、その被保険者である個人等がその保険料を実質的に負担すべきこととされているもののうち、その被保険者にかかる部分については、上記補償の対象となります。
損害保険契約者保護機構の詳細につきましては、取扱代理店または損害保険ジャパンまでお問い合わせください。
■加入者証明書は大切に保管してください。なお、ご加入の日から2か月を経過しても加入者証が届かない場合は、損害保険ジャパンまでお問い合わせください。
■この保険は営業または事業のための保険契約であり、クーリングオフ（ご契約申込みの撤回等）の対象とはなりません。
■この保険の保険料を定めるために用いる「保険料算出基礎」は、被保険者の最近の会計年度における保険料算出基礎数値（売上高、人数）となっており、保険期間終了後の保険料の精算はありません。

【労働災害総合保険固有】
【法定外補償条項の場合】
■法定外補償条項について被保険者にお支払いする保険金は、その全額を被用者またはその遺族に支払わなければなりません。その際、被用者またはその遺族から補償金受領書の取り付けが必要となります。
■同一の被用者が被った身体の障害については、死亡補償保険金と後遺障害補償保険金の重複支払いは行わず、いずれか高い金額を限度とします。
■休業補償保険金は、休業して賃金を受けない第4日目以降の休業を対象とし、1,092日分を限度とします。

【使用者賠償責任条項の場合】
■使用者賠償責任条項の賠償保険金は、損害賠償金が以下の金額の合計額を超える場合に、その超過額についてのみ（自己負担額の設定がある場合は、超過額から自己負担額を差し引いた額についてのみ）、てん補限度額を限度としてお支払いします。
◇政府労災保険等から支払われるべき金額
◇自動車損害賠償責任保険等から支払われるべき金額
◇法定外補償規定を定めている場合は、その規定に基づき支払われるべき金額
◇法定外補償規定を定めていない場合は、労働災害総合保険の法定外補償条項から支払われるべき金額

万一事故にあわれたら

■事故が起こった場合は、遅滞なく損害保険ジャパンまたは取扱代理店までご通知ください。遅滞なくご通知いただけなかった場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。
■保険金のご請求にあたっては、以下の書類のうち損害保険ジャパンが求めるものを提出していただきます。

【事業活動総合保険・賠償責任保険】

	必要となる書類	必要書類の例
①	保険金請求書および保険金請求権者が確認できる書類	保険金請求書、戸籍謄本、印鑑証明書、委任状、代理請求申請書、住民票　など
②	事故日時・事故原因および事故状況等が確認できる書類	事故状況説明書、罹災証明書、メーカーや修理業者などからの原因調査報告書　など
③	損害(※1)の額、損害(※1)の程度および損害(※1)の範囲、復旧の程度等が確認できる書類	■工事物における損害 修理見積書、写真、領収書、図面（写）、取扱説明書、被害品明細書、請負契約書、工事内訳書　など ■賠償責任における損害 診断書、診療報酬明細書、入院通院申告書、治療費領収書、レントゲン（写）、所得を証明する書類、休業損害証明書、源泉徴収票、修理見積書、写真、領収書、図面（写）、取扱説明書、被害品明細書、復旧通知書、賃貸借契約書、売上高等営業状況を示す帳簿（写）　など
④	公の機関や関係先等への調査のために必要な書類	同意書　など
⑤	被保険者が損害賠償責任を負担することが確認できる書類	示談書(※2)、判決書（写）、調停調書（写）、和解調書（写）、相手の方からの領収証、承諾書　など
⑥	損害保険ジャパンが支払うべき保険金の額を算出するための書類	他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書　など

（※1）損害とは保険金のお支払対象となる損害、損失、費用または傷害のことをいいます。
（※2）保険金は、原則として被保険者から相手の方への賠償金を支払った後にお支払いします。
（注）事故の内容および損害の額等に応じ、前記以外の書類もしくは証拠の提出または調査等にご協力いただくことがあります。

【労働災害総合保険】

	必要となる書類	必要書類の例
①	保険金請求書および保険金請求権者が確認できる書類	保険金請求書、戸籍謄本、印鑑証明書、委任状、住民票　など
②	事故（災害）の日時、原因および状況等が確認できる書類	災害状況説明書、罹災証明書、交通事故証明書、政府労災、政府労災保険等の給付請求書（写）、政府労災保険等の支給決定通知書（写）　など
③	身体の障害に対する補償の額、身体の障害の程度および身体の障害の範囲などが確認できる書類	診断書（死亡診断書）、死体検案書、入院通院申告書、治療費領収書、所得を証明する書類、休業損害証明書、源泉徴収票、法定外補償規定（写）、補償金受領証　など
④	公の機関や関係先などへの調査のために必要な書類	同意書　など
⑤	被保険者が損害賠償責任を負担することが確認できる書類	示談書、判決書（写）、調停調書（写）、和解調書（写）、被害者からの領収証、承諾書　など

（注）事故（災害）の内容（ケガの程度）または身体の障害に対する補償の額等に応じ、上記以外の書類もしくは証拠の提出または調査等にご協力いただくことがあります。
■前記の書類をご提出いただいた日からその日を含めて30日以内に、損害保険ジャパンが保険金を支払うために必要な事項の確認を終え、保険金をお支払いします。ただし、特別な照会または調査等が必要な場合は、損害保険ジャパンは、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を通知し、お支払いまでの期間を延長することがあります。詳しい内容につきましては、損害保険ジャパンまでお問い合わせください。

【賠償責任を補償するご契約・使用者賠償責任条項の場合】
■示談交渉は必ず損害保険ジャパンとご相談いただきながらおすすめください。
事前に損害保険ジャパンの承認を得ることなく賠償金等をお支払いになった場合は、その一部または全部について保険金をお支払いできなくなる場合がありますので、ご注意ください。
（注）この保険では、保険会社が被保険者に代わり示談交渉を行うことはできません。相手の方との示談につきましては、損害保険ジャパンとご相談いただきながら被保険者ご自身で交渉をすすめていただくことになります。
■賠償責任保険・使用者賠償責任条項の保険金請求権に質権を設定することはできません。
■被害者が保険金を請求する場合、被害者は保険金請求権に関して、損害保険ジャパンから直接、保険金を受領することが可能な場合があります。詳細につきましては取扱代理店までお問い合わせください。

●事故が起こった場合
事故が起こった場合は、ただちに損害保険ジャパンまたは取扱代理店までご連絡ください。平日夜間、土日祝日の場合は、下記事故サポートセンターへご連絡ください。
【窓口：事故サポートセンター】0120-727-110
〈受付時間〉平日／午後5時～翌日午前9時　土日祝日（12月31日～1月3日を含みます。）／24時間
※上記受付時間外は、損害保険ジャパンまたは取扱代理店までご連絡ください。

■指定紛争解決機関
損害保険ジャパンは、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。損害保険ジャパンとの間で問題を解決できない場合は、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。
【窓口：一般社団法人日本損害保険協会「そんぽADRセンター」】
〔ナビダイヤル〕0570-022808　〈通話料有料〉
受付時間：平日の午前9時15分～午後5時（土・日・祝日・年末年始は休業）
詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。（https://www.sonpo.or.jp/）

■個人情報の取扱いについて
○保険契約者（団体）は、本契約に関する個人情報を、損害保険ジャパンに提供します。
○損害保険ジャパンは、本契約に関する個人情報を、本契約の履行、損害保険等損害保険ジャパンの取り扱う商品・各種サービスの案内・提供、等を行うために取得・利用し、その他業務上必要とする範囲で、業務委託先、再保険会社、等（外国にある事業者を含みます。）に提供等を行う場合があります。また、契約の安定的な運用を図るために、加入者および被保険者の保険金請求情報等を契約者に対して提供することがあります。なお、保健医療等のセンシティブ情報（要配慮個人情報を含みます。）の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。個人情報の取扱いに関する詳細（国外在住者の個人情報を含みます。）については損害保険ジャパン公式ウェブサイト（https://www.sompo-japan.co.jp/）をご覧くださるか、取扱代理店または損害保険ジャパンまでお問い合わせ願います。
申込人（加入者）および被保険者は、これらの個人情報の取扱いに同意のうえでご加入ください。

■このパンフレットは概要を説明したものです。詳細につきましては、ご契約者である団体の代表者の方にお渡ししております約款等に記載しています。必要に応じて、団体までご請求いただくか、損害保険ジャパン公式ウェブサイト（https://www.sompo-japan.co.jp/）でご参照ください（ご契約内容が異なっていたり、公式ウェブサイトに約款・ご契約のしおりを掲載していない商品もあります。）。ご不明点等がある場合には、取扱代理店または損害保険ジャパンまでお問い合わせください。
■ご契約者と被保険者（保険の対象となる方）が異なる場合は、被保険者となる方にもこのパンフレットに記載した内容をお伝えください。
■取扱代理店は損害保険ジャパンとの委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領、保険契約の締結・管理業務等の代理業務を行っております。したがいまして、取扱代理店とご締結いただいて有効に成立したご契約につきましては、損害保険ジャパンと直接契約されたものとなります。